

児童生徒が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者となった場合の措置について

1 児童生徒が感染者となった場合

児童生徒	出席停止とする。
学 校	学校の全部又は一部を臨時休校とする。その後、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は引き続き、学校の全部又は一部を臨時休校とする。

2 児童生徒が濃厚接触者もしくはPCR検査を受けることが確定をした場合

児童生徒	出席停止とする。
学 校	臨時休校は行わない。

3 児童生徒の同居の家族が、感染者もしくは濃厚接触者となった場合

児童生徒	出席停止とする。
学 校	臨時休校は行わない。

4 臨時休校となる場合について

- ・保健所の指示を受け、教育委員会と学校が協議のうえ臨時休校期間や臨時早退を決定します。その内容は、学校メール等でお知らせします。
- ・臨時早退となる場合、原則、下校となります。

5 その他

- ・児童生徒の出席停止期間は、保健所の指示を受け、教育委員会と学校が協議のうえ決定します。
- ・感染者が発生した場合、保健所が、他の児童生徒と濃厚接触があったかを判断をします。連絡がありましたら、その指示に従いPCR検査等をお願いします。
- ・児童生徒が感染者、濃厚接触者となった時には、状況を市に報告しますので、学校から保護者の方に電話連絡をさせていただきます。
- ・臨時休校中の学習の指示、学校再開日の確認等も学校メール等でお知らせします。
- ・教職員が感染者、濃厚接触者となった場合、児童生徒の場合と同様の措置をとります。
- ・児童生徒や家族に新型コロナウイルス罹患等の重大な事案がありましたら、学校へご連絡をお願いします。また、ご家庭においても、これらの事案に関連するいじめや差別、偏見が起こらないようにご協力をお願いいたします。